

守山市給水装置工事設計施工指針の改正に係る新旧対照表

| 新指針の<br>ページ数 | 新 指 針  | 旧 指 針  |
|--------------|--|--|
| P. 1         | <p>この「守山市給水装置工事設計施工指針」(以下「指針」という。)は、守山市の給水区域内において、給水装置工事を行う上必要な事柄を定めるものである。特に防災や漏水時等の緊急工事の円滑な実施等のため、配水管から水道メーターまでの給水装置工事に該当する事柄については守山市における給水装置工事の工事上の条件とする。</p> <p>守山市指定給水装置工事事業者は、この指針<u>および守山市上下水道事業所が発行している共通仕様書</u>を遵守し、工事を施行しなければならない。</p> | <p>この「守山市給水装置工事設計施工指針」(以下「指針」という。)は、守山市の給水区域内において、給水装置工事を行う上必要な事柄を定めるものである。特に防災や漏水時等の緊急工事の円滑な実施等のため、配水管から水道メーターまでの給水装置工事に該当する事柄については守山市における給水装置工事の工事上の条件とする。</p> <p>守山市指定給水装置工事事業者は、この指針を遵守し、工事を施行しなければならない。</p> |
| P. 3         | <p>第2章 給水装置の設計及び管理</p> <p>2. 給水方式の決定</p> <p>(1) 直結直圧方式</p> <p>直結直圧方式の給水は、2階建（住宅）程度の建築物までとする。</p> <p><u>ただし、2階建て屋上部分における散水用等の単独水栓1栓についてのみ、口径が20mm以上の水道メーターを設置し、かつ水圧低下による水量不足等の発生について施主等が承諾（承諾書の提出義務あり）すれば、直結直圧方式による給水を認めることとする。</u></p>           | <p>第2章 給水装置の設計及び管理</p> <p>2. 給水方式の決定</p> <p>(1) 直結直圧方式</p> <p>直結直圧方式の給水は、2階建（住宅）程度の建築物までとする。</p>   |

|             |  |   |
|-------------|--|---|
| <p>P. 4</p> | <p>(3) <u>共同住宅・長屋住宅・店舗・事務所等</u><br/> <u>共同住宅・長屋住宅・店舗・事務所等においては、戸数にかかわらず公設の親メーターを設置するものとし、公設の個別メーターを設置することはできない。</u><br/> <u>また、上記既存建物に個別メーターが設置されていても、建替え時には親メーターに変更しなければならない。</u><br/> <u>なお、散水栓を設置する場合は、市と協議の上、別途給水管引き込みのもと、親メーター（1個のみ）を設置することができる。</u></p> <p>4. 書類作成<br/> (1) 工事申込書の書き方<br/> C. メーター口径の記入<br/> メーターを新たに設置または口径変更の場合は、メーターの口径を記入し、<u>既設メーターがある場合はメーター番号も記入すること。</u></p> | <p>(3) 直結直圧方式の共同住宅等</p> <p>①直圧方式による共同住宅等で住宅戸数が4戸までは、公設の個別量水器を設置することができる。ただし、散水栓で量水器を設置する場合は親量水器を設置する。</p> <p>②直圧方式による共同住宅等で住宅戸数が4戸以上は、公設の親量水器を設置するものとし、公設の個別量水器を設置することができない。</p> <p>③既存の共同住宅（公設の個別量水器）建替えについては、既設戸数内で個別量水器を設置することができる。</p> <p>4. 書類作成<br/> (1) 工事申込書の書き方<br/> C. メーター口径の記入<br/> メーターを新たに設置または口径変更の場合は、メーターの口径を記入すること。</p> |
| <p>P. 8</p> | <p>5. 管理<br/> (3) 耐圧試験は次の手順により行い、試験水圧は原則として<u>0.7Mpa</u>とする。<br/> ア メーター接続用ソケット又はフランジにテストポンプを連結する。</p>   | <p>5. 管理<br/> (3) 耐圧試験は次の手順により行い、試験水圧は原則として1.0Mpaとする。<br/> ア メーター接続用ソケット又はフランジにテストポンプを連結する。</p>   |

|             |   |   |
|-------------|---|---|
| <p>P. 9</p> | <p>イ 給水栓等を締めて、給水装置内及びテストポンプの水槽内に充水する。</p> <p>ウ 充水しながら、給水栓等をわずかに開いて給水装置内の空気を抜く。</p> <p>エ 空気が完全に抜けたら、給水栓等を閉める。</p> <p>オ 加圧を行い水圧が <b>0.7</b>Mpa に達したら、テストポンプのバルブを閉めて1分間以上その状態を保持し、水圧の低下の有無を確認する。</p> <p>カ 宅地造成による新設される道路等に設置された給水装置の耐圧試験は、支障ないときは、加圧した後、24時間の計測を行う。この場合の水圧は <b>0.7</b>Mpa とする。</p> <p>第3章<br/>1. 水の汚染防止<br/>(1)<br/><b>②削除</b></p> <p>第4章 給水装置の施工（口径別使用材料表及び指定材料表）<br/>5. 仕切弁の設置<br/>(1)</p> | <p>イ 給水栓等を締めて、給水装置内及びテストポンプの水槽内に充水する。</p> <p>ウ 充水しながら、給水栓等をわずかに開いて給水装置内の空気を抜く。</p> <p>エ 空気が完全に抜けたら、給水栓等を閉める。</p> <p>オ 加圧を行い水圧が 1.0Mpa に達したら、テストポンプのバルブを閉めて1分間以上その状態を保持し、水圧の低下の有無を確認する。</p> <p>カ 宅地造成による新設される道路等に設置された給水装置の耐圧試験は、支障ないときは、加圧した後、24時間の計測を行う。この場合の水圧は 0.8～1.0Mpa とする。</p> <p>第3章<br/>1. 水の汚染防止<br/>(1)<br/>②共同住宅で各戸に水道メーターを設置する場合は、その末端に排水機構を設置すること。その排水は道路側溝もしくは雨水ますに排水すること。</p> <p>第4章 給水装置の施工（口径別使用材料表及び指定材料表）<br/>5. 仕切弁の設置<br/>(1)</p> |
|-------------|---|---|

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| <p>P. 11</p> | <p><u>③削除</u></p> <p>(2)</p> <p><u>②削除</u></p> <p><u>(4) ドレン弁</u></p> <p><u>ドレン弁の仕切弁体は鋳鉄製とする。</u></p> <p><u>なお、本線に直接設置し、将来ドレン弁から接続を伸ばす可能性のある場合は本線と同様の口径でソフトシール弁を設置し、二次側の管種はワンランク落とす異形管まで一次側の管種と同様の管を敷設すること。以下の管種は HIVP 管を設置すること。</u></p> <p><u>ただし、市より指示があった場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>6. 水道メーターの設置届および設置</u></p> <p><u>(1) 水道メーターを設置する場合は、給水装置工事申込書に配管図を明記のうえ、水道使用(変更)届出書に、記載事項を明記して提出すること。</u></p> <p><u>(2) 水道メーターの受け取りを希望する場合は、承認書の写しに必要事項およびメーター設置希望日時を記入の上、提出すること。翌日以降に、水道メーター設置届と水道メーター、蝶ネジを手渡すものとする。</u></p> | <p>③ 2階建ての共同住宅等で各戸に(4個以下)にメーターを設置する場合は、配水管の分岐直後及び管末に仕切弁(ドレン)を設置すること。</p> <p>(2)</p> <p>② 2階建ての共同住宅等で各戸にメーターを設置する場合は、その敷地内に設置すること。</p> <p>6. 水道メーターの設置</p> <p>(1) 水道メーターは、原則として道路境界線に最も近接した敷地部分(境界から1m程度敷地内)に設置する。検針に支障が予測される駐車場、住宅奥地、植込庭等に設置することはできない。共同住宅についても同じである。</p> <p>(2) メーターはメーターボックス内に収納すること。</p> <p>(3) メーターの設置に当たっては、メーターに表示されている流入方向の矢印を確認したうえで水平に取付けること。</p> |
|--------------|--|--|

- (3) 水道メーター器の受け取りは、原則主任技術者とする。
- (4) 主任技術者は水道メーターを受け取ったのち、ただちに取付け、4日以内に水道メーター設置届、盗水防止キャップを施設工務課に提出すること。
- (5) 水道メーター設置届の裏面に、設置後の写真を貼り付けること。撮影については、黒板に承認番号・メーター番号を記入し、スケールにてメーターボックス位置、水道メーターの蓋を開け内部の写真を提出すること。
- (6) 水道メーターは、原則として道路境界線に最も近接した敷地部分（境界から1m程度敷地内）に設置する。検針に支障が予測される駐車場、住宅奥地、植込庭等に設置することはできない。共同住宅、長屋住宅、店舗等についても同様とする。
- (7) 水道メーターはメーターボックス内に収納すること。
- (8) 水道メーターの設置に当たっては、水道メーターに表示されている流入方向の矢印を確認したうえで水平に取付けること。
- (9) 取付け完了後に、パイロットの回転、漏水の確認および残留塩素濃度、p hの測定を行うこと。
- (10) 一般住宅は、1宅地に1給水管、1水道メーターの設置とする。但し、2世帯住宅、同一敷地の別棟等で生活・営業の形態が明確に区別できると判断できる場合に限り、公設の個別水道メーターを2個に限り設置することができる。
- (11) 一度設置した水道メーターを移動、高さ変更等をする場合、施設工務課と協議すること。

- (4) 一般住宅は、1宅地に1給水管、1量水器の設置とする。但し、2世帯住宅等で生活・営業等（別棟、個別）の形態が明確に区分できる場合に限り、公設の個別量水器を2個に限り設置することができる。

|              |   |   |
|--------------|---|---|
| <p>P. 12</p> | <p>7. 配管工事</p> <p>配水管から水道メーターまでの配管については次のとおりとする。なお使用する最小口径はΦ20 mmとする。</p> <p>(1) 水道用ポリエチレン管 <u>(二層管)</u> の接合 (PE管)「Φ20～Φ25 mm」</p> <p>① 継手は<u>原則離脱防止型とし、ワンタッチ式継手を使用する場合、ウェッジリングは金属製とし、温度により変形、漏水が発生しない構造の製品を使用すること。(仮設、臨時配管はこの限りではない。)</u></p>  | <p>7. 配管工事</p> <p>配水管から水道メーターまでの配管については次のとおりとする。なお使用する最小口径はΦ20 mmとする。</p> <p>(1) 水道用ポリエチレン管の接合 (PE管)「Φ20～Φ25 mm」</p> <p>① 継手はワンタッチ式継手を使用すること。</p>   |
| <p>P. 13</p> | <p>(3) ダクタイル鋳鉄管の接合 (DCIP)「Φ75～」</p> <p>① <u>原則NS継手とし、施工指針に基づくものとする。</u></p> <p>② <u>継手 (K形) を使用する場合、すべての継手部に</u>特殊押輪を使用すること。</p> <p>③ 挿し口及び特殊押輪をきれいに清掃して、滑剤を十分に塗布し、確実に挿入すること。</p> <p>④ 滑剤は、継手用滑剤に適合するものを使用し、グリース等の油剤類は絶対使用しないこと。</p> <p>⑤ T頭ボルトを受け口から挿入し、平均に締め付けていくようにし、受け口と押輪間隔が均一に確保されるようにすること。</p> <p>⑥ 特殊押輪はT頭ボルトを均一に締め付けた後、特殊押輪の</p> | <p>(3) ダクタイル鋳鉄管の接合 (DCIP)「Φ75～」</p> <p>① 継手 (K形) は、特殊押輪を使用すること。</p> <p>② 挿し口及び特殊押輪をきれいに清掃して、滑剤を十分に塗布し、確実に挿入すること。</p> <p>③ 滑剤は、継手用滑剤に適合するものを使用し、グリース等の油剤類は絶対使用しないこと。</p> <p>④ T頭ボルトを受け口から挿入し、平均に締め付けていくようにし、受け口と押輪間隔が均一に確保されるようにすること。</p> <p>⑤ 特殊押輪はT頭ボルトを均一に締め付けた後、特殊押輪の押しねじを上下左右等の順に一对の方向で徐々に数回にわたって締め付けるようにしなければならない。</p> |

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| <p>P. 16</p> | <p>押しねじを上下左右等の順に一对の方向で徐々に数回にわたって締め付けるようにしなければならない。</p> <p>⑦切断後に塗料にて切口修正をして、内部の切粉を洗浄すること。</p> <p>(4) 配水用ポリエチレン管 (HPPE)「Φ50～Φ150mm」</p> <p><u>⑭弁と管との接合継手、消火栓等設置丁字管はメカドレッサーで接合すること。</u></p> <p>第6章 工事検査等</p> <p>1. 検査 (市の検査)</p> <p>(1) 中間検査</p> <p>①分岐からメーター</p> <p>・サドル分水栓から止水栓まで水圧加圧試験 (<u>0.7Mpa</u> 1分以上計測)</p> <p><u>③メーター設置 (新規、口径変更等)</u></p> <p><u>水道メーター器設置届および写真を提出すること。</u></p> | <p>⑥切断後に塗料にて切口修正をして、内部の切粉を洗浄すること。</p> <p>(4) 配水用ポリエチレン管 (HPPE)「Φ50～Φ150mm」</p> <p>第6章 工事検査等</p> <p>1. 検査 (市の検査)</p> <p>(1) 中間検査</p> <p>①分岐からメーター</p> <p>・サドル分水栓から止水栓まで水圧加圧試験 (1.0Mpa 1分以上計測)</p> <p>(2) 完了検査</p> <p>②分岐からメーター</p> <p>・水圧加圧試験 (0.8～1.0Mpa 24時間計測)</p> |
| <p>P. 17</p> | <p>(2) 完了検査</p> <p>②分岐からメーター</p> <p>・水圧加圧試験 (<u>0.7Mpa</u> 24時間計測)</p>   | <p>(2) 完了検査</p> <p>②分岐からメーター</p> <p>・水圧加圧試験 (0.8～1.0Mpa 24時間計測)</p>  |

|              |  |   |
|--------------|--|---|
| <p>P. 18</p> | <p><u>※10%以上の低下がないこととする。</u></p> <p><u>③メーター設置（新規、口径変更等）</u><br/><u>水道メーター器設置届および写真を提出すること。</u></p> <p><u>④メーターから給水器具</u><br/>・水圧加圧試験（<u>0.7Mpa</u> 1分以上計測）</p> <p><u>⑤ 分岐からメーター～給水器具</u><br/>・分岐からメーターまでの間は①と同様とする<br/><u>・メーター設置は③と同様とする</u><br/>・メーターから給水器具までの間は④と同様とする</p> <p>分岐から給水器具までの一連の工事で、検査が同時に行える場合は、①と②を同時に行うが、分岐からメーターまでとメーターから給水器具までの工事で時間差がある場合は、完了している工事を仮検査として行うことがある。</p> <p><u>なお、検査は職員の指示により立会および書類等で行うこととし、職員の指示を拒んではならない。</u></p> <p>3. 市の検査日<br/><u>工事検査は次の曜日とする。</u><br/><u>上下水道同時検査（宅内） 木曜日：9時～11時30分、13時30分～16時30分</u><br/><u>それ以外の検査（宅内以外） 木曜日および祝日を除く月曜日～金曜日：9時～11時30分、13時30分～16時30分</u></p> <p>* <u>水道メーター器の受け渡しは、施設工務課で執務時間中随</u></p> | <p>—</p> <p>③メーターから給水器具<br/>・水圧加圧試験（1.0Mpa 1分以上計測）</p> <p>④分岐からメーター～給水器具<br/>・分岐からメーターまでの間は①と同様とする</p> <p>・メーターから給水器具までの間は③と同様とする</p> <p>分岐から給水器具までの一連の工事で、検査が同時に行える場合は、①と②を同時に行うが、分岐からメーターまでとメーターから給水器具までの工事で時間差がある場合は、完了している工事を仮検査として行うことがある。</p> <p>3. 市の検査日<br/>工事検査は次の曜日とします。<br/>火曜日：9時～11時30分、木曜日：9時～11時30分、13時30分～16時30分、金曜日9時～11時30分</p> <p>* 原則木曜日は上下水道同時検査日とします。</p> |
|--------------|--|---|



|              |  |  |
|--------------|--|--|
| <p>P. 19</p> | <p><u>時行う。</u></p> <p>* <u>上下水道同時検査は上記検査日を変更することがある。</u></p> <p>* <u>検査は、必ず承認書をコピーし、社印を押印の上、検査日の3日前までに申し込むこと。上下水道同時検査にあつては、同週月曜日の午前中までに承認書のコピーの他、給水装置工事施工状況確認表を提出の上、申し込むこと。なお、検査時に連絡の取れる連絡先を記入すること。</u></p> <p>第7章 施工条件等</p> <p>3. 承認工事の施工業者</p> <p>(2) 配水管Φ <u>75</u>mm以上承認工事（本管布設工事）</p> <p>4. 分岐工事の施工業者</p> <p>(1) 配水管からメーターまで（取り出し工事）</p> <p>本市が認めた施工業者において施工させること。</p> <p>なお「本市が認めた施工業者」とは守山市<u>指定</u>給水装置工事事業者<u>および</u>下記の要件を満たす者をいう。</p> <p><u>VP・HI管・鋳鉄管を穿孔する場合は、給水装置工事配管技能者講習会修了者、給水装置工事配管技能者認定者または給水装置工事配管技能検定会合格者。</u></p> <p>配水用ポリエチレン管を穿孔する場合は配水用ポリエチレンパイプシステム協会の受講証を有する者。</p> | <p>* 木曜日が祝祭日の場合は翌日に同時検査を行います。</p> <p>* 市の都合により上記検査日を変更することがあります。</p> <p>* 分岐工事についても検査日以外は立会いしません。</p> <p>* 水道検査日の申し込みは、必ず承認書をコピーして、社印を押し、原則として毎週水曜日までに受付し、次週に検査を行います。当日検査は受付しません。なお、上下水道同時検査の場合は、同週の月曜日の午前中までに提出して下さい。</p> <p>第7章 施工条件等</p> <p>3. 承認工事の施工業者</p> <p>(2) 配水管Φ 50mm以上承認工事（本管布設工事）</p> <p>4. 分岐工事の施工業者</p> <p>(1) 配水管からメーターまで（取り出し工事）</p> <p>本市が認めた施工業者において施工させること。</p> <p>なお「本市が認めた施工業者」とは守山市給水装置工事事業者、下記の要件を満たす者をいう。</p> <p>VP・HI管・鋳鉄管を穿孔する場合は給水装置工事配管技能者、配水用ポリエチレン管を穿孔する場合は配水用ポリエチレンパイプシステム協会の受講証を有する者。</p> |
|--------------|--|--|

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p><u>※見出し符号の整理、その他軽微な語句の修正等も行う。</u></p> |  |
|--|--|--|